

第 202400233957 号  
防起第 1801 号 - 1  
発境防第 1768 号  
令和 6 年 1 2 月 2 5 日

経済産業大臣 武藤 容治 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所 2 号機特定重大事故等対処施設等の安全対策に係る  
要望について（通知）

島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）（以下「特重施設等」という。）の安全対策について、中国電力株式会社に対し別添写しのおり意見を申し入れました。

については、貴職におかれては、下記事項について適切な対応を強く求めます。

#### 記

- 1 特重施設等を速やかに設置するように原子力事業者を指導すること。また、設置の経過措置期間においては、重大事故等対処設備が機能発揮できるように手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練について厳格に確認及び指導を行うこと。
- 2 原子力発電所のテロ対策について、国を挙げて連携協力すること。テロ攻撃等の兆候が察知された場合などは、原子力事業者に原子炉運転停止命令を命ずるなど、迅速に対応すること。また、緊急を要する場合には、原子力事業者が国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。
- 3 鳥取県、米子市及び境港市において長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。

- 4 U P Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起こりやすいなどの地域特性を踏まえ、鳥取県内を實際上移動することとなる場合も含めた避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を国の責任において確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。
- 5 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたり実施する必要がある、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体が行う住民の安全と安心の理解を得るため、立地自治体と同様現実に対して見合う相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
- 6 島根原子力発電所2号機の運転については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- 7 中国電力株式会社に対し、島根原子力発電所の運用等に伴う原子力安全対策関連事業等について、本県地元の人的資源及び企業の活用を検討するよう指導すること。